

重要

学用品費の給付方法の変更について

学用品費とは？

就学援助認定者（以下、「認定者」と言う）へ支給する援助費のうち、学校等で使用する学用品（副読本や副教材等）を購入するために給付している費用です。

給付方法の変更について（平成 28 年度から実施）

★学用品費の給付方法が、お子さんの就学校ごとに下記の方法に分かれます。

- ・教育委員会が認定者の口座へ、学用品費を全額振込みする方法
- ・教育委員会が学校長の口座へ、学用品費の一部または全部を直接振込みする方法

NEW!

お子さんの就学している学校は、学校長口座への直接振込みの対象となっています。学用品費の詳しい給付方法については、下の説明をご確認ください。

※特別支援学級で使用する学用品については、個別の対応が必要となります。

つきましては、お子さんの就学している学校が学校長口座への直接振込みの対象であっても、在籍している学級が特別支援学級の場合には、教育委員会が認定者の口座へ、学用品費を全額振込みさせていただきます。

学用品の代金が学校から請求された場合には、学校からの請求に基づきお支払いください。

学用品費の給付方法（学校長の口座への直接振込みの場合）

- 1 教育委員会が学校長の口座へ、認定通知書に記載している学用品費の支給予定額の「一部」または「全部」を直接振込みます。
学校長口座に振込みする金額等は、裏面の「学校長口座への振込み対象となる学用品の品目および金額」に記載しておりますので、ご確認ください。
- 2 支給予定額と学校長口座へ振込む金額に差額がある場合、差額分を教育委員会が認定者の口座（就学援助費受給申請書に記載されている口座）へ振込みます。
- 3 直接振込みの対象となっていない学用品の代金が学校から請求された場合は、学校からの請求に基づきお支払いください。 ※注意事項を参照願います。

注意

- ・学校長口座への直接振込みの対象となる学用品費については、上限金額や種類が決まっています。直接振込みの対象とならなかった学用品の代金は、認定者に請求される場合がありますので、学校から代金の請求があった際には、学校からの請求に基づき適宜お支払い願います。
- ・きょうだいが違う学校に就学している場合は、きょうだいによって学用品費の給付方法が異なる場合があります。
- ・学校長口座への直接振込みの対象となるのは、就学援助の認定月が4月の方です。認定月が5月以降の方につきましては、教育委員会から認定者の口座へ、学用品費を全額振込みいたします。



裏面に「学校長口座への振込みとなる学用品の品目および金額について」の案内があります。

学校長口座へ振込みとなる学用品の品目および金額について

おさんが就学している学校は、**学校長口座への直接振込みの対象**となっております。

学年によって対象となる学用品の品目および金額が異なりますので、ご確認願います。

※認定通知書に記載している学用品の支給予定額と、学校長口座へ振込む次の金額に差額がある場合、差額分を教育委員会が認定者の口座（就学援助費受給申請書に記載した口座）へ振込みます。

※次に記載している学用品以外について、学校から請求があった際には、学校からの請求に基づき適宜お支払い願います。

〇〇学校長口座への振込み対象となる学用品の品目および金額

学年	品目	金額
1年生	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇	合計 〇〇〇, 〇〇〇円
	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇	
2年生	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇	合計 〇〇〇, 〇〇〇円
	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇	
3年生	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇	合計 〇〇〇, 〇〇〇円
	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇	
4年生	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇	合計 〇〇〇, 〇〇〇円
	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇	
5年生	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇	合計 〇〇〇, 〇〇〇円
	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇	
6年生	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇	合計 〇〇〇, 〇〇〇円
	〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇	

学校において、「学校名」、「学校長口座への振込み対象となる学用品の品目」及び「合計金額」を入力してください（赤字の箇所に入力願います。他の箇所は訂正しないでください）。
1枚に収まるように入力願います。

5月末までに就学援助の認定が取消しになった場合には、おさんの就学校が学校長口座への直接振込みの対象校でも、教育委員会が認定者の口座へ、学用品費を月割りにして振込むことがあります。



「この学用品って何?」「何の授業に使うの?」「単価はいくら?」等のご質問については、学校から配布している教材についてのお知らせをご確認いただくか、直接おさんの就学校にお問い合わせ願います。

裏面に「学用品費の振込み方法の変更について」の案内があります。

お子さんの就学校における学用品費の振込先について

お子さんが就学している下記の学校については、平成27年度までと同様に、教育委員会が保護者の指定した口座へ、認定通知書に記載している支給予定額を全額振込みいたします。

つきましては、学校から学用品費の請求があった際には、学校からの請求に基づき適宜お支払い願います。

記

- ・〇〇小学校
- ・〇〇小学校
- ・〇〇小学校

学用品費の振込方法は、お子さんの就学している学校ごとに異なります。

きょうだいが違う学校に就学している場合、兄が「学校長口座へ直接振込みの対象」となり、妹が「直接振込みの対象でない」場合がありますので、ご注意ください。



さけ子

石狩市公認キャラクター

さけ太郎